別紙２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

一社選定理由書（業者選定理由書）

※２社以上の見積書の入手が困難な理由について、以下のとおり説明いたします。

【注意点】

・業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよいという理由だけでは、選定理由として不適切です。

・用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争の方法によることが原則となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名  （補助事業者名） |  |
| 設置場所  （店舗名等） | ※複数申請する場合は、すべてを記載してください。 |
| 契約する事業者名 |  |
| 品名・契約名 |  |
| チェック | 理由 |
| □ | オーダーメイド、メーカー直販、特定代理店販売、知的財産権など取扱店が1社に限られることが客観的に分かる場合。 |
| □ | 特定の者でなければ役務を提供できない場合。  （例）・機器、設備等の維持管理（運転・保守・監視・運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、又、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合。  　　　・技術的なノウハウ流出の防止を目的として既に自社事業において選定業者との契約があり、別の業者から購入・委託した場合、ノウハウ流出の恐れがある場合。 |
| □ | その他（理由を記載してください） |